

鶴岡市農業委員会第3回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和3年2月12日(金) 午前9時30分 鶴岡市役所本庁舎 6階 大会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 荻原 優太 3番 坂東 陽水 4番 丸山 成章 5番 阿部 元成 6番 吉住 喜之 7番 大池 典子 8番 石塚 治己 9番 土岐 善久 10番 佐藤 康弘
出 席 推進委員	1番 須田 進二 2番 原田 政幸 3番 齋藤 潤子 4番 齋藤 健一 5番 阿部 隆 6番 田澤 幸弘 7番 榎本 勝 8番 長谷川 浩之 9番 菊地 勝三 10番 野村 仁 11番 佐藤 泰仁 12番 佐藤 克久 13番 本間 誠 14番 五十嵐一浩 15番 佐藤 宣夫 16番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	なし
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 野口 みゆき 主査 黒井 布美 主査 渡部 宏一 調整専門員 金内かんな 専門員 伊藤 豊 専門員 石塚 亮 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室主査 五十嵐 明美
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午前9時30分
議 長	本日の欠席届はありません。その他遅参、早退もありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第3回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会 総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思いま すが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。7番 大池 典子 委員、8 番 石塚 治己 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、 これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入らせていただきます。 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約について 報告第3号 農地法第4条の規定による届出について 報告第4号 農地法第5条の規定による届出について を一括上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について》
	(説 明) 《報告第3号 農地法第4条の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第4号 農地法第5条の規定による届出について》
議 長	報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、報告事項ですので次に進ませていただきます。 これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	3条案件ですので担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。 3番坂東陽水委員。
3 番 委 員	3番坂東です。先日現地調査に行ってきました。鶴34、35共に農地法第3条第2項各項には該当せず要件の全てを満たしており問題なしと判断いたしました。以上です。
議 長	1番五十嵐覚委員。
1 番 委 員	1番五十嵐です。温8、温9、こちらも内容に問題はないと思います。以上です。
議 長	7番榎本勝推進委員。
7 番 推 進 委 員	7番推進委員榎本です。鶴36、報告のとおり再設定ということで問題ありません。
議 長	<p>それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 9番菊地推勝三進委員。</p>
9 番 推 進 委 員	9番推進委員菊地です。鶴35ですが、これは誰が作るのでしょうか。

事務局	<p>今、菊地委員からの質問のあった鶴 35、■■の■■さんについて簡単に説明したいと思います。1月21日に■■■から来ていただいて内容を確認しました。■■はヤマガタデザインアグリの役員でありまして、この農地については2つの視点で確認しました。</p> <p>まず1つは自分が作るのかどうかということ、買ってすぐに誰かに貸すとかいうことではないのかということ。もう1つは面積も8反分超ということで大きいものですから、適切に全面積を耕作できるのかという、この2つの視点で聞き取りをしました。</p> <p>その話の中で自分が今回所有権を移転するということは自分が主宰者としてやっていくという義務があるということで自分がやりますという話でした。途中の作業等は隣でヤマガタデザインアグリが実際に耕作しているものですから自分一人の労力でできない時には作業を委託しながら全面積自分がやるということで確認を取りました。</p> <p>あと、機械関係はリースでやっていくということでした。</p> <p>労務日数の関係については150日ということがあるわけで、丸投げでなくて自分も実際そこに携わる必要があるわけですが、そこについても今現在アグリの方でもいろいろとやっていてその技術的なものも充分大丈夫で150日はそこで自分がやっていきますという話でありました。</p> <p>結論を言いますと自分が自分の責任で全面積をやっていくということでありました。</p> <p>将来の話もちから聞いてみたのですが、当然この部分は今後新規就農の活用ということでまだ全然わからないわけですが、卒業生がそこを使いたいということがあればどうするのかと聞いたところ、その時は特定作業受委託ということで■■が主宰者のままでその部分は使わせるという方向でやっていくということで確認を取りました。以上です。</p>
議長	他にありませんか。
	(発言者なし)
議長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全員賛成)
議長	<p>全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(説明) 《 議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について 》
議長	<p>この農用地利用集積計画(案)については2月8日に行われました農用地利用調整委員会で確認されております。</p> <p>それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>6番吉住喜之委員。</p>
6番委員	6番吉住です。29ページ機鶴133につきましては私の家族に関する案件ですので退室の許可をお願いします。
議長	退室を許可します。

	(6 番委員 退室)
議 長	それでは 29 ページ機鶴 133 のみについて審議を行います。 この案件について質疑ありませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し機鶴 133 のみについて採決を行います。 議案第 2 号 機鶴 133 について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 機鶴 133 については原案通り決しました。 6 番吉住委員の入室を許可します。
	(6 番委員 入室)
議 長	それでは他の案件について質疑ありませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 2 号 機鶴 133 を除く農用地利用集積計画 (案) の決定について賛成委員の 挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案 2 号 農用地利用集積計画 (案) の決定については原案通り 決しました。 続きまして、議案第 3 号 農地中間管理事業に関する配分計画 (案) について、を 議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 3 号 農地中間管理事業に関する配分計画 (案) について≫
議 長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 6 番吉住喜之委員。
6 番 委 員	6 番吉住です。41 ページ機鶴 124 につきましては私の家族に関する案件ですので退 室の許可をお願いします。
議 長	退室を許可します。
	(6 番委員 退室)
議 長	それでは 41 ページ機鶴 124 のみについて審議を行います。 この案件について質疑ありませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し機鶴 124 のみについて採決を行います。 議案第 3 号 機鶴 124 について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 3 号 機鶴 124 については原案通り決しました。

	6番吉住委員の入室を許可します。
	(6番委員 入室)
議 長	それでは他の案件について質疑ありませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第3号 機鶴124を除く農地中間管理事業に関する配分計画(案)について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第3号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)については原案通り決しました。 続きまして、議案第4号 利用状況調査に係る非農地判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第4号 利用状況調査に係る非農地判断について》
議 長	それでは地域ごとに地元委員から状況の報告をお願いします。 7番榎本勝推進委員。
7番 推 進 委 員	7番推進委員榎本です。288番から292番の5件について現地を確認してきました。議案書にあるとおりの現況を確認しました。以上です。
議 長	15番佐藤宣夫推進委員。
15番 推 進 委 員	15番推進委員佐藤です。今回の案件293番から302番までが温海地域の案件になります。温海地域では令和元年度から現地を確認して調査してきました。それでどうしても手入れが行き届かなくて、中山間の農地を皆さんもご存じかと思いますが、2、3年経つと雑木が少しひどくなってきてすぐに大きくなるような状態でした。とてもではないがこの10件25筆の農地については非農地判断としてB判定を下すしかないという判断をしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 9番菊地推勝三進委員。
9番 推 進 委 員	9番推進委員菊地です。この案件ではないのですが、事務局にお聞きします。 昭和40年代に、これは全部畑なので非農地になったとしても影響ないのですが、官報で水田を林地にしている土地がうちの方でもたくさんあるのですが、それらに関する非農地証明とか非農地の扱いはどのように考えればよいのでしょうか。
事 務 局	一応、非農地判断をするときに改良区など水利が入っている所については賦課金などがあるのでお尋ねをするのですが、上郷のあたりだと水利に入っていないところもあるわけです。そういう所についてはこちらの方でお尋ねは出していないのですが、40年からというものが、かなりあるわけですか。そのへんはちゃんとつかんでいなくて申し訳ないのですが。 もし水利関係でそういうものが入って賦課金があるという所であれば影響がありますので、お尋ねを出して受益地か受益地でないかということで、受益地でなければ大きい影響はないだろうということで把握しています。それに加えて農山漁村振興課

	<p>で扱っている交付金の関係もありますのでそこも調べますが、何も影響がないものとするばこちらの方では非農地判断として挙げてもいいつもりでございました。今回、鶴岡でもたくさんそういう対象地がありまして、時間がなかったので、今回は東の方をまず一気に整理させていただきました。西の方につきましては今年度以降ということで整理させていただくつもりでいましたので、その辺につきましては相談しながら進める形にしたいと思います。</p>
事務局	<p>今、非農地について説明ありましたが、今回非農地判断するにあたっては関係機関とも確認はしていて、例えば土地改良区だとか農政課では農振地域に入っていればこれは大丈夫ですかとか、連携をとってやっております。</p> <p>菊地委員からも転作の関係ですでにカウントになっているということは正直先にかかっています、これが非農地判断をしても差し支えないかという話だと思えます。それについては実際耕作してそこから補助金をもらうとかそういうことではなく耕作しないということなのですが、そちらについてはその部分での照会は特にはしていなかったかなと思います。それについてはこちらで若干調べていきたいと思えます。</p>
事務局	<p>こちらからも教えていただきたいのですが、転作の方でもし林地にすると、3年だとか期間はあるのでしょうか、やはり交付金がもらえるとかあるのですか。</p>
9番推進委員	<p>昭和40年代の転作が始まった年に林地にしてもカウントとして水田とみると、何年間かは100%でみて、その後は何%か下げた状態でみると。地目は水田なわけですが。でも誰が見ても木が植わっているわけです。</p>
事務局	<p>それはあくまでも転作とみて、そこではコメは作らないと。カウントもされてないと。</p>
9番推進委員	<p>ただ、地目としてはずっと田となっているけれども。そこをどうしましょうかと。すぐはわからなくていいので、農政課とかいろんなところがあるので。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。 5番阿部隆推進委員。</p>
5番推進委員	<p>5番推進委員阿部です。所有者に対して非農地通知を出すということですが、農地から非農地とした場合、税務上、税金に関してどういう変化はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>以前にもそういった質問があつて聞いた記憶はあるのですが。一般的には地目でいえば農地は農地法だとか様々な制約を受けている土地であるので固定資産税は安いと。それでいくと原野とか雑種地とか様々あつて変わっていくのかもしれませんが、地目で一概には言えません。いくら原野や雑種地であってもその周囲がどういう状況かによって、ここが雑種地だからこうだよとそういう算段ではなくて、やはり周囲との状況を加味しながらの課税なので。</p> <p>課税の基準は1月1日時点の状況で変わるということになりますので、今回非農地判断をして地目も変更してということで課税課でも地目を確認して変わったらということで、これからそういった作業の後に来年の1月1日に判断して来年の4月から変わるということになります。</p>
5番推進委員	<p>所有者に対して通知すると、例えば農地から雑種地にすると、そうすると雑種地とはなんだということですが、何をすることもできる状況、それが雑種地だというようなことを聞いたことがあります。そうすると税金が高くなると。山寄りでも何もできない状況だと思いますが、所有者に対してそういうことを教えるというか考えられるということであればいいと思えます。</p>

事務局	雑種地というのは田、畑等登記地目がありますがどの地目にも属さないのが雑種地ということです。その雑種地の中にも、駐車場になっているところも雑種地になっていたりするので、駐車場として利用している雑種地なのか何も利用していない雑種地なのか、そういうことでも変わってくるようです。
議長	他に質疑ありませんか。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第4号 利用状況調査に係る非農地判断について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第4号 利用状況調査に係る非農地判断については原案通り決しました。 以上を持ちまして本日の審議を全て終了いたします。 次に農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いします。
事務局	(説明) 《農業者年金の裁定請求について》
議長	報告事項であります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議長	ないようでしたら、これをもちまして第3回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午前10:30
	議長 <u>佐藤 康弘</u> 議事録 署名委員 <u>大池 典子</u> 議事録 署名委員 <u>石塚 治己</u>